令和８年度石川県外国人介護人材日本語能力向上支援事業費補助金　Ｑ＆Ａ

本補助金は、技能実習生等の雇用開始日以降に発生した経費を対象としています。雇用開始前に受入施設が負担した経費（**監理団体が実施する入国後講習の経費など**）は**補助対象外**となりますので、ご注意ください。（Ｑ４参照）

＜　目　次　＞

○　補助対象者について
Ｑ１　石川県内の施設等において、介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人の受け入れを行う場合には、すべての施設等が対象となるのか。

○　補助対象経費について
Ｑ２　補助対象となる日本語学習とは、具体的にどのようなものか。
Ｑ３　補助対象となる経費は、具体的にどのようなものか。
Ｑ４　技能実習生について、監理団体が実施する入国後講習の経費を実習実施者が負担した場合、当該経費は補助対象となるか。

○　補助対象経費等の算定について
Ｑ５　複数の技能実習生等が、受入施設において、日本語講師１名によるグループレッスンを受講する場合、各々の技能実習生等の補助対象経費を算定する際に、講師への報酬はどのように処理するのか。

○　補助対象期間について
Ｑ６　令和７年度に雇用を開始した技能実習生等については、補助対象となるか。
Ｑ７　年度途中に雇用を開始する場合、（１）補助対象期間、（２）基準額は、どのようになるのか。
Ｑ８　事業実施期間が２会計年度に跨がる場合は、どのようになるのか。

○　補助金申請等の手続きについて
Ｑ９　補助金申請等に必要な手続きはどのようになるか。

○　補助対象者について

Ｑ１　石川県内の施設等において、介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人の受け入れを行う場合には、すべての施設等が対象となるのか。

Ａ１　本補助金は、介護職種の技能実習生に係る厚生労働省通知（平成２９年９月２９日付け社援発０９２９第４号老発０９２９第２号、一部改正　令和７年３月３１日付け社援発０３３１第３８号　障発０３３１第３８号　老発０３３１第１号　こ支障第８８号）及び介護分野における特定技能外国人に係る厚労省通知（平成３１年３月２９日付け社援発０３２９第１８号障発０３２９第１７号老発０３２９第５号、一部改正　令和７年４月２１日　社援発０４２１第１号　障発０４２１第３号　老発０４２１第１号　こ支障第２０９号）による対象施設のうち、老人福祉法及び介護保険法関係の施設又は事業所を補助対象としています。

※介護職種の技能実習生に係る厚生労働省通知（平成２９年９月２９日付け社援発０９２９第４号老発０９２９第２号、一部改正　令和７年３月３１日付け社援発０３３１第３８号　障発０３３１第３８号　老発０３３１第１号　こ支障第８８号）
「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所所管大臣が定める基準等」について
（https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001470384.pdf）

※介護分野における特定技能外国人に係る厚生労働省通知（平成３１年３月２９日付け社援発０３２９第１８号　障発０３２９第１７号　老発０３２９第５号、一部改正　令和７年４月２１日　社援発０４２１第１号　障発０４２１第３号　老発０４２１第１号　こ支障第２０９号）
「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について
（https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001478664.pdf）

○　補助対象経費について

Ｑ２　補助対象となる日本語学習とは、具体的にどのようなものか。

Ａ２　補助対象となる技能実習生及び特定技能外国人（以下「技能実習生等」という。）の日本語学習は、次に掲げるものです。

（１）日本語講師の受入施設等への派遣
（２）日本語学校・日本語教室への通学
（３）eラーニング等による日本語学習
（４）その他日本語学習を行う上で必要と認めるもの

Ｑ３　補助対象となる経費は、具体的にどのようなものか。

Ａ３　受入施設が負担する技能実習生等の日本語学習に係る経費のうち、雇用開始日以降、申請年度内に発生及び支払いが完了した、次に掲げる経費が補助対象となります。

なお、技能実習生等１人につき、雇用開始日の属する県の会計年度から翌々会計年度のうち、いずれか２年度（単年度１回）申請が可能です。

① 報償費（日本語講師への報酬、謝金等）
② 旅費（日本語学校・日本語教室への交通費等）
③ 需用費（教材、文具等）
④ 役務費（日本語学習用のインターネット回線等）
⑤ 使用料及び賃借料（パソコン機器リース代、研修会場の使用料等）
⑥ 委託料（日本語学習の外部委託費等）
⑦ 補助金（受入施設が技能実習生及び特定技能外国人に対して補助した入学金、受講料等）
⑧ 備品購入費（単価３０万円以上の備品を除く）

Ｑ４　技能実習生について、監理団体が実施する入国後講習の経費を実習実施者が負担した場合、当該経費は補助対象となるか。

Ａ４　本補助金は、技能実習生の雇用開始日以降に発生した経費が対象となるため、雇用開始前に受入施設が負担した経費は補助対象外となります。

〇補助対象経費等の算定について

Ｑ５　複数の技能実習生等が、受入施設において、日本語講師１名によるグループレッスンを受講する場合、各々の技能実習生等の補助対象経費を算定する際に、講師への報酬はどのように処理するのか。

Ａ５　講師への報酬額を技能実習生等の数で按分し、一人あたりの報酬額を算出します。

○　補助対象期間について

Ｑ６　令和７年度に雇用を開始した技能実習生等については、補助対象となるか。

Ａ６　令和７年度に雇用を開始した技能実習生等については、令和８年４月１日から１２か月以内に発生し、支払いを完了した日本語学習に係る経費が補助対象となります。
また、翌令和９年４月１日から１２か月以内に発生した日本語学習に係る経費も補助対象となります。

Ｑ７　年度途中に雇用を開始する場合、（１）補助対象期間、（２）基準額は、どのようになるのか。

Ａ７

（１）技能実習生等１人につき、雇用開始日の属する県の会計年度から翌々会計年度のうち、いずれか２年度（単年度１回）申請が可能であるため、年度途中に雇用を開始する場合、補助対象となるのは、以下①～③のうちいずれか２つとなります。

① 雇用初年度に申請する場合：技能実習生等の雇用が発生した日の属する月から県の会計年度の末日（３月３１日）まで

② 雇用２年度目に申請する場合：県の会計年度の初日（４月１日）から起算して１２か月を超えない範囲内

③ 雇用３年度目に申請する場合：県の会計年度の初日（４月１日）から起算して１２か月を超えない範囲内

（例）令和７年８月１日に雇用を開始した場合の補助対象期間

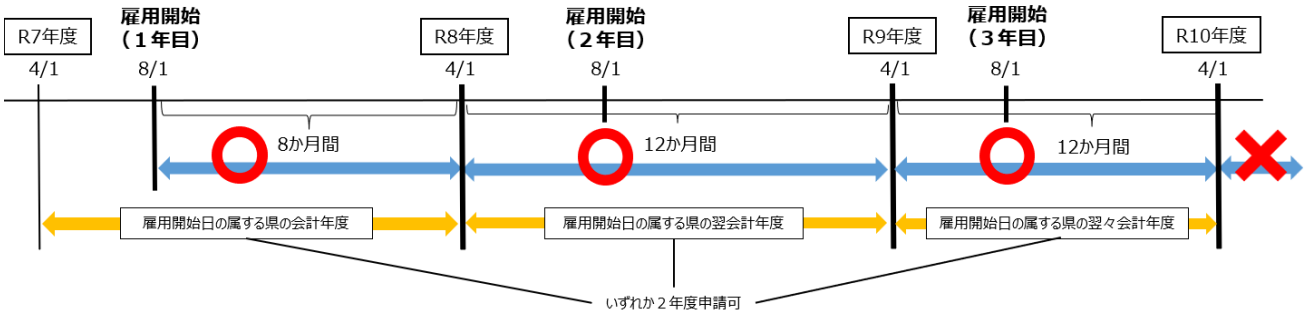

（２）１会計年度における補助対象期間に関わらず、交付要綱別表に定める基準額を当該年度の基準額とします。

Ｑ８　事業実施期間が２会計年度に跨がる場合は、どのようになるのか。

Ａ８　申請年度内に発生及び支払いが完了した経費のみが補助対象となります。

２会計年度以上を跨ぐ事業を実施する場合は、補助対象となる経費を算出したうえで、申請をしてください。

（例）令和８年６月１日から１年間の事業を計画した場合の補助対象期間

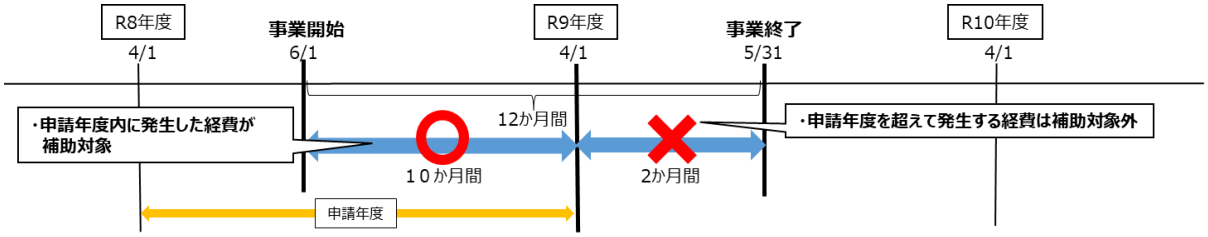

○　補助金申請等の手続きについて

Ｑ９　補助金申請等に必要な手続きはどのようになるか。

Ａ９

（１）該当するすべての施設について法人が一括して申請等を行います。

（２）手続きの流れは以下のとおりです。

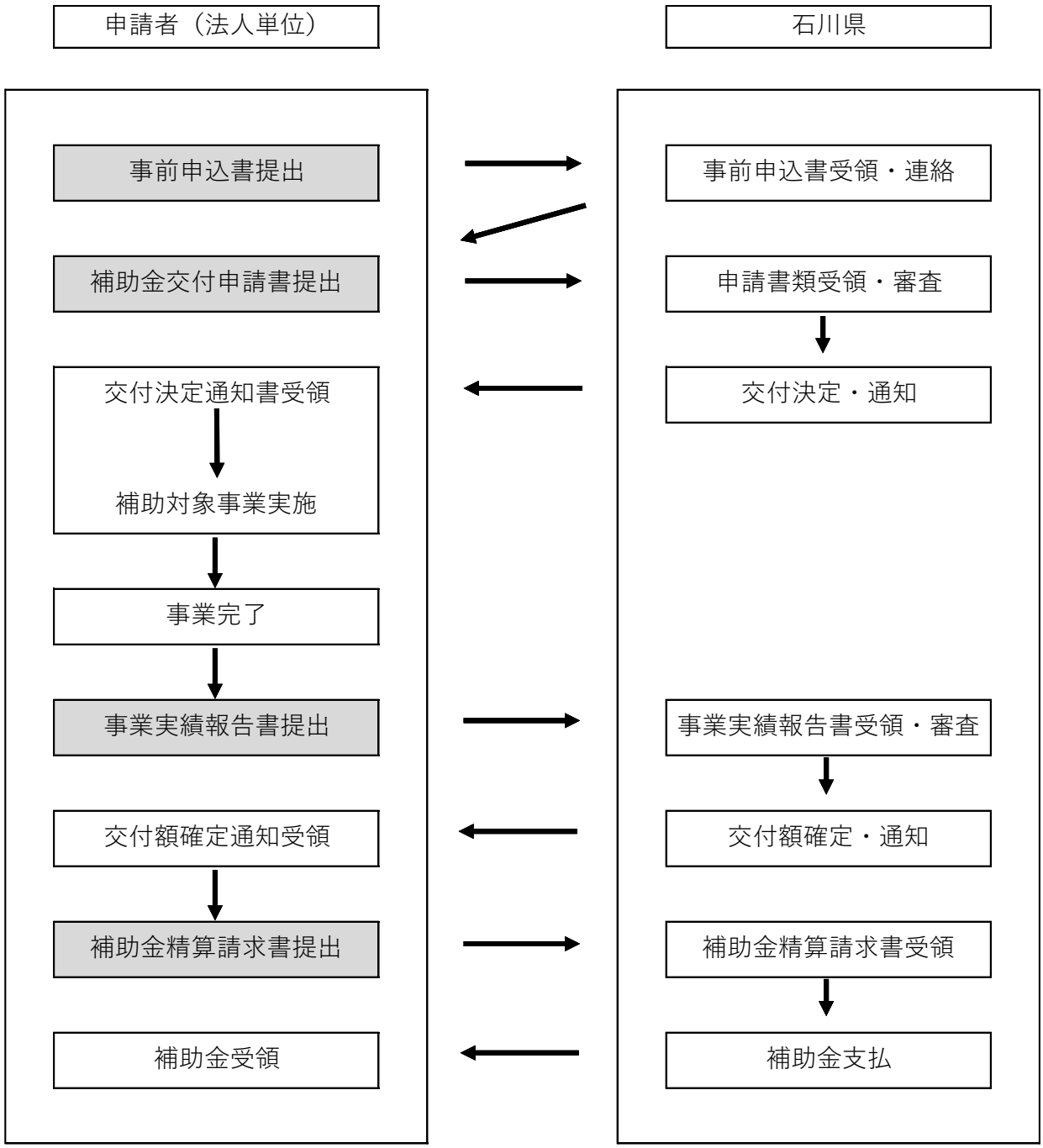

（３）令和８年度における提出書類・方法は以下のとおりです。

①事前申込〔提出方法：電子メール又はＦＡＸ〕

受付期限：令和８年１２月１８日（金）まで

※令和８年４月１日又は事業開始の１０日前のいずれか遅い日までに提出願います

※事前申込書受領後、交付申請の手続き等について、電話又はメールで連絡します

	提出が必要な書類
1	事前申込書

② 交付申請〔提出方法：電子メール又は郵送又は持参〕

受付期限：令和８年１２月１８日（金）まで

※令和８年４月１日又は事業開始の１０日前のいずれか遅い日までに提出願います

※予算額に達した場合期間内でも受付を終了する場合があります

	提出が必要な書類	様式
1	補助金交付申請書	第１号様式
2	補助金所要額調書	別紙１－１
3	事業計画書	別紙１－２
4	収支予算書	別紙１－３
5	誓約書	別紙１－４
6	技能実習計画認定通知書の写し又は雇用契約書の写し	添付資料
7	その他関係資料（企画書、見積書等）	

③ 実績報告〔提出方法：電子メール又は郵送又は持参〕

提出期限：事業完了後３０日以内又は令和９年３月３１日のいずれか早い日まで

	提出が必要な書類	様式
1	事業実績報告書	第３号様式
2	補助金精算額調書	別紙３－１
3	事業実績報告書	別紙３－２
4	収支決算書	別紙３－３
5	雇用契約書の写し　※交付申請時に提出していない場合	添付資料
6	その他関係資料（事業実施報告書、契約書、請求書等）	

※補助事業に係る支出証拠書類等は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して、５年間保管しなければなりません（交付要綱第１４条）

④ 交付請求〔提出方法：電子メール又は郵送又は持参〕

提出期限：交付額確定後、県からご連絡します

	提出が必要な書類	様式
1	補助金精算請求書	第４号様式

（４）提出・問合せ先

石川県 健康福祉部 厚生政策課 福祉人材・サービスグループ
〒９２０－８５８０　石川県金沢市鞍月１－１
電話：０７６－２２５－１４１９　　ＦＡＸ：０７６－２２５－１４０９
メール：fukushijinzai@pref.ishikawa.lg.jp